

香美市告示第190号

香美市契約規則（平成18年香美市規則第53号）第3条及び第23条の規定に基づき、令和6年度及び令和7年度に香美市が発注する測量・建築関係建設コンサルタント・土木関係建設コンサルタント・地質調査業務・補償関係コンサルタント・土木関係その他業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和5年12月1日

香美市長 依光 晃一郎

令和6・7年度香美市測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、香美市が発注する土木、建築事業等に係る調査、計画及び設計の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格者）

第2条 入札参加資格のある者（以下「入札参加資格者」という。）は、次条で定める資格審査を受け、香美市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

（資格審査）

第3条 資格審査は、当該資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）前の直近の10月1日を審査基準日として実施するものとする。

2 資格審査は、高知県が共同にて受付を行い、原則として2年ごとに実施するものとする。ただし、高知県知事が必要と認めるときは、当該年度以外においても実施することができる。

3 前項本文の規定により実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とする。

4 第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査に係る入札参加資格の有効期間は、申請日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

5 資格審査を申請しようとする者は、高知県の定める「高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱」（平成18年12月高知県告示第772号）に基づき、高知県入札参加資格共同電子申請システムにて入力又はアップロードをして、高知県知事

に申請を行わなければならない。

6 次に掲げる者は、資格審査を申請することができない。

(1) 高知県内に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 資格審査を申請する業務について、審査基準日までに法律上必要な資格を有していない者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者（資格審査を初めて申請する者（以下この号において「新規申請者」という。）を除く。）にあつては、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で、当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続きを申請日までにしていない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち新規申請者にあつては、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては、個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては、個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

エ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 破産者で復権を得ない者

カ 申請日までに企業規模に応じたコンプライアンス基本方針を策定していない者

キ アからカまでに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者

(2) 高知県外に主たる営業所を有する者のうち、次のいずれかに該当する者

ア 前号ア、エ、オ又はキのいずれかに該当する者

イ 審査基準日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税（高知県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は区市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の登録を受けていない者

エ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条第1項の登録を受けていない者

オ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けていない者

カ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項の登録を受けていない者

キ 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年9

月建設省告示第1341号)第2条第1項又は不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の登録を受けていない者

ク 土木関係その他業務のうち、環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けていない者

(3) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第4条各号のいずれかに該当する者

(資格審査結果公表)

第4条 市長は、資格審査の結果、資格者名簿に登載された者を香美市ホームページにおいて公表するものとする。

(変更届)

第5条 資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があつたときは、直ちに、高知県知事が別に定める高知県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に記載すべきこととされている事項を高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力して高知県知事に届け出なければならない。

2 前項において高知県知事に届け出をした場合、入札参加資格記載事項変更届(以下、「変更届」という。)を直ちに市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の取消し)

第6条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- (2) 資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第3条第6項第1号エからキまで(高知県外に主たる営業所を有する者にあつては、同号カを除く。)又は同条第6項第3号に該当することとなつたとき。
- (4) 入札参加資格を辞退したとき。

(入札参加資格の承継)

第7条 会社の合併等において、営業の同一性が認められる場合、合併等の日の翌日を審査基準日とみなし、申請により随時資格審査を行い、高知県の定める「高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱」に基づき、高知県知事に届け出なければならない。

2 前項において高知県知事に届け出をした場合、第5条第2項に記載の変更届及び市長が必要があると認める書類を市長に提出すること。

(入札参加資格の再審査)

第8条 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を高知県知事に報告しなければならない。この場合、当該入札参加資格者の申請により資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続き開始の申立てを行ったとき。
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てを行ったとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。
- （失効）
- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。